

平成30年4月1日より、

千代田町都市公園条例及び千代田町社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正し施行いたします

町内の公共施設の使用料はそれぞれの条例で定めており、現状では無料から数千円と大きな差があります。
 これまで、一部の施設において使用料を設定しておりませんが、今回の改正により無料の施設にも使用料を設定し、統一化を図りました。



▶都市公園

区分	使用料		備考
	改正前	改正後	
なかさと公園	野球場	1,000円 → 1,500円	1面【半日(4時間)】
	バーベキュー棟	100円 → 150円	1卓【1時間あたり】
くらかけ公園	野球場	無料 → 500円	1面【半日(4時間)】
昭和公園	野球場	無料 → 500円	1面【半日(4時間)】

今までどおり町民の皆さんの自主的なスポーツ活動や一定の条件を満たした団体などには、使用料の減額免除制度が適応されます。

▶都市公園の減免

区分	減免率
町内の官公署及び社会体育関係団体が使用するとき	100%
町内の企業及び公共的団体が使用するとき	100%
町内に居住する高校生以下の児童生徒が使用するとき	100%
その他町長が必要であると認めるとき	0~100%

▶社会体育施設

区分	使用料		備考
	改正前	改正後	
東部運動公園	野球場	無料 → 500円	1面【半日(4時間)】
	テニスコート	無料 → 400円	全面(2面)【1時間あたり】
温水プール	小体育館	無料 → 300円	全面【1時間あたり】
	アリーナ	無料 → 150円	半面【1時間あたり】
町民体育館(専用使用)	アリーナ	無料 → 1,500円	午前(9-12)【3時間あたり】
	アリーナ	無料 → 3,000円	午後(12-17)【5時間あたり】
	アリーナ	無料 → 3,500円	夜間(17-21)【4時間あたり】
	アリーナ	無料 → 7,000円	全日(9-21)
町民体育館(部分使用)	バレーボール	無料 → 250円	1面(9-17)【1時間あたり】
	バレーボール	無料 → 350円	“(17-21)【1時間あたり】
	バスケットボール	無料 → 350円	1面(9-17)【1時間あたり】
	バスケットボール	無料 → 500円	“(17-21)【1時間あたり】
町民テニスコート	バドミントン	無料 → 150円	1面(9-17)【1時間あたり】
	バドミントン	無料 → 200円	“(17-21)【1時間あたり】
町民テニスコート	テニスコート	無料 → 400円	全面(2面)【1時間あたり】
	テニスコート	無料 → 200円	半面(1面)【1時間あたり】



▶社会体育施設の減免

区分	減免率
千代田町及び教育委員会が主催・共催するとき	100%
千代田町及び教育委員会が後援するとき	50%
千代田町の体育協会・体育協会参加団体、スポーツ少年団の単位団が主催するとき	100%
温水プールを土曜日無料券(中学生以下・保護者)を提示し利用するとき	100%
温水プールを20名以上の団体が使用するとき	20%
年間登録団体が使用するとき(総合体育館トレーニング室・温水プールを除く)	100%
町在住者もしくは町在勤者が総合体育館(トレーニング室を除く)を使用するとき	50%
施設使用者のうち、町在住者もしくは町在勤者が半数以上で使用するとき(総合体育館トレーニング室・温水プールを除く)	100%
総合体育館トレーニング室を町内高校生以下の者が使用するとき	100%
両毛広域都市圏居住者が総合体育館(トレーニング室を除く)を使用するとき(佐野市・足利市・桐生市・みどり市・太田市・館林市・邑楽郡)	50%
身体障がい者手帳、療育手帳又は精神保健福祉手帳の交付を受けた方が使用するとき	100%
その他教育委員会が特別の理由があると認めるとき	0~100%



▶営利目的での利用

区分	使用料		備考
	改正前	改正後	
物品販売、募金その他これらに類する行為で使用するとき	—	50円	1日につき【1㎡(平方メートル)】
業として写真又は映画を撮影するとき	—	1円	1日につき【1㎡(平方メートル)】
興業で利用するとき	—	50円	1日につき【1㎡(平方メートル)】
競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しを開催するとき	—	1円	1日につき【1㎡(平方メートル)】



各施設の間合せ先
 都市公園(なかさと公園)
 ・都市整備課 ☎86-7003
 社会体育施設、都市公園(昭和・くらかけ公園)
 ・温水プール ☎86-3012
 ・総合体育館 ☎86-8810

